

てーま にんしん しゅっさんじ てつづ
テーマ：「妊娠・出産時の手続きについて」

日本語

こんかい にほん にんしん しゅっさん てつづ つた
今回は、日本で妊娠や出産するときの手続きについてお伝えします。

にんしん びょういん にんしんとどけでしよ
妊娠したことがわかったら、病院から「妊娠届出書」をもらってください。

とど で しやくしよだいちちようしや かい けんこうかまどぐち ながのしほけんじよ ほけんせんたー い
届け出は、市役所第一庁舎2階の健康課窓口か、長野市保健所か、保健センターへ行って
にんしん とど で とど で びょういん にんしんとどけでしよ ざいりゅうかーど
妊娠の届け出をします。届け出をするときは、病院でもらう「妊娠届出書」と在留カード
まいなんばーかーど ほんにんかくにん しゃしんつ みぶんしやうめいしよ も
やマイナンバーカードか、本人確認ができる写真付きの身分証明書を持っていきます。

とど で ぼ しけんこうてちよう
届け出をすると、母子健康手帳をもらいます。

ぼ しけんこうてちよう たいせつ かあ こ けんこう きろく つか
母子健康手帳は、とても大切なものです。お母さんと子どもの健康を記録するために使いま
にんしん とど で かあ けんこうじやうたい あか けんこうじやうたい う あと
す。妊娠しているときのお母さんの健康状態や赤ちゃんの健康状態は、生まれた後からの
かあ あか けんこう たいせつ
お母さんと赤ちゃんの健康づくりにとっても大切です。なくさないようにしてください。

がいこくごばん ぼ しけんこうてちよう えいご ちゅうごくご たがろくご はんぐる たいご べとなむご
外国語版の母子健康手帳は、英語、中国語、タガログ語、ハングル、タイ語、ベトナム語、
ぼるとがるご いんどねしあご すべいんご
ポルトガル語、インドネシア語、スペイン語があります。

ぼ しけんこうてちよう いっしょ にんぶけんしん じゅしんひよう さんぶけんしん じゅしんひよう しんせいじちようかく
また、母子健康手帳と一緒に、妊婦健診の受診票と、産婦健診の受診票と、新生児聴覚
けんさ じゅけんひよう にんぶけんしんじゅしんひよう にんしん ひと けんこう なか
検査の受検票をもらいます。妊婦健診受診票は、妊娠している人が健康かどうかや、お腹の
あか そだ びょういん しら つか さんぶけんしんじゅしんひよう しゅっさん
赤ちゃんが育っているかどうかを病院で調べるときに使います。産婦健診受診票は、出産
あと かあ からだ ところ けんこう びょういん しら つか しんせいじちようかく
した後のお母さんの体と心が健康かどうか病院で調べるときに使います。新生児聴覚
けんさじゅけんひよう あか う みつ か めごろ みみ き けんさ つか
検査受検票は、赤ちゃんが生まれてから3日目頃に耳が聞こえるかどうか検査するときに使
じゅしんひよう つか びょういん ほら かね やす
います。受診票を使うと病院へ払うお金が安くなります。

けんこうほけん はい ひと あか う しゅっさんいくじいちじきん かね
健康保険に入っている人は、赤ちゃんを産むとき、出産育児一時金というお金をもらうこと
あか う まえ びょういん もう こ
ができます。赤ちゃんを産む前に、病院で申し込みをしてください。

ながのし にんしんとどけ だ ほけんし めんだん しゅっさんおうえん
また、長野市では、妊娠届を出したときに、保健師と面談をすると「出産応援ギフト」を
しゅっさん あか ほうもん う こそだ おうえん
もらうことができます。また、出産したあとに、赤ちゃん訪問を受けると「子育て応援ギフト」
をもらうことができます。

にんしんとどけ あか ほうもん くわ ながのしほけんじよけんこうか でんわ
妊娠届や赤ちゃん訪問について、詳しくは、長野市保健所健康課026-226-9963 へ電話して
ください。

赤ちゃんが産まれたら、病院から出生証明書が付いた出生届の紙をもらいます。生まれた日から、産まれた日を入れて14日以内に、出生届と母子健康手帳と、ハンコを持っている人はハンコを持って、市役所市民窓口か、支所に出生届を出してください。

赤ちゃんの親が2人とも外国人の場合は、パスポートと、日本語訳付きの結婚証明書を出してください。出生届について詳しくは、長野市役所・市民窓口課026-224-7938へ電話してください。

出生届を出すと、「赤ちゃんのしおり」をもらいます。

「赤ちゃんのしおり」には、赤ちゃんの健康診査の受診票や予防接種の予診票が付いています。

健康診査や予防接種の日には、「広報ながの」や、「広報ながの」の4月号に付いている「健康カレンダー」で確認してください。「赤ちゃんのしおり」について詳しくは、長野市保健所健康課026-226-9963へ電話してください。

赤ちゃんの親が2人とも外国人の場合は、産まれてから30日以内に、入国管理局で赤ちゃんの在留資格の手続きをしてください。手続きに行く前に、持っていく書類を確認しましょう。在留資格について詳しくは、出入国在留管理局長野出張所026-232-3317へ電話してください。

大使館や領事館でも、赤ちゃんの手続きをしてください。赤ちゃんの親のどちらか1人が外国人の場合で、外国籍をとる場合など、手続きが必要な場合がありますので、大使館や領事館へ確認しましょう。また、手続きに行く場合には持っていく書類も確認しましょう。